

愛知県立大学生涯発達研究所附置施設使用規程

(目的)

第 1 条 愛知県立大学生涯発達研究所に附置施設を置く。

(附置施設)

第 2 条 この規程で附置施設とは、次のものをいう。

- (1) 資料室 (F109、F110)
- (2) 相談室 (待合コーナー・F105、面接室 1 ・ F106、面接室 2 ・ F107)
- (3) 遊戯室 (F108)
- (4) グループワーク室 (F111)
- (5) 操作室 (F112)
- (6) 発達福祉実習室 (F113)
- (7) 屋外遊戯場

(管理責任者)

第 3 条 附置施設の管理責任者は、生涯発達研究所長（以下、「所長」という。）とする。

(運営)

第 4 条 附置施設の運営に関する事項は、生涯発達研究所会議で審議する。

(使用することができる者)

第 5 条 附置施設を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) その他所長が適当と認めた者

(休業日および使用時間)

第 6 条 休業日は、原則として年末年始（12月 29 日から 1 月 3 日まで）とする。

2 使用時間は、原則として、午前 9 時から午後 9 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、所長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用手続き)

第 7 条 本学の教職員が授業・研究等の目的で附置施設を使用する場合は、担当教職員が、学務課を経て所長に使用届を提出するものとする。

2 本学の学生が教員の指導のもとで附置施設を使用する場合は、事前に使用申請書を学務課を経て、所長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第 8 条 使用の許可を受けた者が、使用の内容を変更し又は取消しをしようとするときは、使用変更届又は取消届を所長に速やかに提出しなければならない。

(使用者の義務)

第9条 仕様の許可を受けた者は、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、利用後又は利用を中止したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(許可の取消し及び中止)

第10条 所長は、使用者が申請目的以外に使用し、若しくは許可条件に反し、又は秩序を乱すような行為をしようとするときは、許可を取消し、又は中止することができる。

(損害賠償)

第11条 附置施設を使用する者が故意又は過失により施設、設備及び備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。また、附置施設の設備・備品を用いて他に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第12条 附置施設の管理運営に関する庶務は、学務課教育福祉学部担当者が担当する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののはか、附置施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。